


前回評議会意見に関連する 山形県の取組み等の紹介

平成27年3月13日

- 
- ①外国人旅行者にも分かりやすい
道路案内標識の改善
 - ②情報発信の取組み
 - ③ランデブーポイントに関する取組み
 - ④積雪地域における自転車通行帯の考え方
 - ⑤街路樹の管理状況
 - ⑥水素ステーションの設置計画
 - ⑦道路空間や沿道の有効活用

外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識の改善(1/3)

前回評議会での意見

- ・現在の道路案内標識は、アルファベットの文字が小さくて運転中には認識しにくいのではないか。

山形県及び国・他自治体の基準

- ・国の基準（標識令）では設計速度で文字の大きさが定めており、ローマ字の大きさは文字の2分の1。
- ・標識令をもとに、各自治体で条例による基準を定めており、山形県においては、設計速度に関わらず文字の大きさは30cmを基準とし、ローマ字の大きさは文字の2分の1としている。

▼道路案内標識の文字の大きさに関する基準

自治体名	基準名	文字(漢字、かな)の大きさ	文字に対するローマ字の大きさ
国	道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(標識令)(別表第2)	設計速度70km/h以上 30cm 設計速度40~60km/h 20cm 設計速度30km/h以下 10cm ※必要に応じて1.5、2、2.5、3倍に拡大できる	2分の1 (50%)
山形県	山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則	30cm ※状況に応じて国の標識令の大きさに準ずる ※必要に応じて1.5、2、2.5、3倍に拡大できる	2分の1
東京都	都道における道路標識の寸法に関する条例	設計速度40~60km/h 20cm 設計速度30km/h以下 10cm ※必要に応じて1.5、2、2.5、3倍に拡大できる	2分の1または3分の2
静岡県	静岡県が管理する県道に設ける道路標識の寸法を定める規則	国の標識令と同様	65%
茨城県	道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則	国の標識令と同様 ※表示する文字の字数等により横寸法を5分の4まで縮小	2分の1または3分の2

■外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識の改善(2/3)

2020年オリンピック開催地域における取組み

- ・2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた「多言語対応協議会」において「英語の文字サイズ拡大」について取組むこととしている。
- ・日本語と併記する英語の文字サイズは、各地域や各自治体の必要に応じて、道路案内標識の新設・更新等の際に拡大することを考慮する。

◆2020年オリンピック・パラリンピック大会に向けた道路案内標識整備の取組方針

○重点取組事項

- (1)道路案内標識の英語表記は、外国人からのニーズが高いことから、法令を踏まえ、ローマ字から英語表記への改善を推進するものとする。
- (2)日本語と併用表示する英語は、「東京都内の英語対訳共通ルール及び対訳表(道路標識適正化委員会東京都部会で決定)」に基づき、統一的な表記を行うものとする。

○取組事項

- (1)表示内容について、道路案内標識の新設・更新等の際に、以下の取組を行うものとする。
 - ①公共交通施設などのピクトグラムは、必要に応じて、表示に努めるものとする。
 - ②交通結節点を結ぶ主要路線等の路線番号は、必要に応じて、表示に努めるものとする。
 - ③日本語と併用表示する英語の文字サイズは、各地域や各自治体において、拡大することを考慮する。
 - ④地点名や施設名は、必要な情報を伝えるとともに視認性を考慮し、少ない文字数で表記(省略及び短縮を含む)するよう留意する。
- (2)道路案内標識は、道路標識設置基準と照らして不足している個所において、交通特性及び地域性を考慮し、整備に努めるものとする。
- (3)道路案内標識と観光案内サイン類は、各地域の状況に応じて、集約や連携に努めるものとする。

◆英語の文字サイズを拡大した案内標識の例

▼日本語の文字サイズの2分の1



▼日本語の文字サイズの3分の2



出典：2020年オリンピック・パラリンピック
大会に向けた多言語対応協議会
道路分科会資料(H26.11)

外国人旅行者にも分かりやすい道路案内標識の改善(3/3)

山形県の取り組み

◆山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則について (英語表示に関する改正内容の抜粋)

1 改正の理由

○道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部改正

平成26年3月に「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(以下、「標識令」という。)が改正されたため、標識令の基準を参酌して定める「山形県県道の構造の技術的基準等を定める条例施行規則」(以下、「規則」という。)について一部改正を行う必要がある。

2 改正の内容

○英語表示の方法及び内容を新たに規定

案内標識には日本語に合わせてローマ字を併記することが原則とされているが、外国人の受け入れ環境の整備を進めていく上で、案内標識の英語表示の統一を図るため、日本語と英語表示の対応が標準化されたもの。

◆表記が標準化された例

▼改正前



ローマ字表記

▼改正後



『通り』を英語表記

▼標識令の改正による英語表示の内容

施設等	英語	施設等	英語
鉄道駅、軌道駅	Station	町役場	Town Office
空港	Airport	村役場	Village Office
港湾	Port	区役所	Ward Office
自動車駐車場	Parking	郵便局	Post Office
トンネル	Tunnel	病院	Hospital
橋	Bridge	小学校	Elementary School
通り	Avenue / Street / Boulevard	中学校	Junior High School
城	Castle	高等学校	High School
温泉	Onsen	大学	University / College / Institute
美術館	Museum of Art	体育館	Gymnasium
公園	Park	山岳	Mountain
県庁	Prefectural Office	河川	River
市役所	City Hall		

■ 情報発信の取組み(1/2)

前回評議会での意見

- ・ 高齢者等SNSを使えない方々に対する情報提供のあり方の検討が必要ではないか。
- ・ SNS、スマホ等を使いにくい方への情報提供として、道路情報板とラジオを連携させてラジオへの切り替えを促すようなことができないか。

山形県の取組み

- ・ 高齢者も使いやすい紙媒体による情報提供手段として、「山形おもてなしドライブマップ」の作成を検討している。
- ・ また、企業と連携し、地図情報や県内総合観光情報ポータルサイト「山形への旅」を表示できるスマホ用アプリの無償提供を検討している。

▼山形おもてなしドライブマップ(イメージ)



出典: 山形県資料

全国的な取組み

- ・ 国土交通省では、平成21年から「ETC2.0」のサービスを開始しており、カーナビ、VICS、既存ETC等の機能が一体となった双方向通信による運転支援サービスを受けることができる。

(ITSスポットは全国の高速度道路上に約1,600カ所設置完了済み)

▼情報提供サービスの主な内容

① 渋滞回避支援

- ・ 広域な道路交通情報をリアルタイムに配信
- ・ 前方の渋滞状況も静止画でお知らせ



② 安全運転支援

- ・ 落下物や渋滞末尾情報、前方の静止画など危険事象に関する情報を提供



③ 災害時の支援

- ・ 災害発生と同時に災害発生状況とあわせて、支援情報を提供



出典: 国土交通省HP ETC2.0パンフレット

■ 情報発信の取組み(2/2)

前回評議会での意見

- ・ 移動可能な情報板があったら良いのではないか。

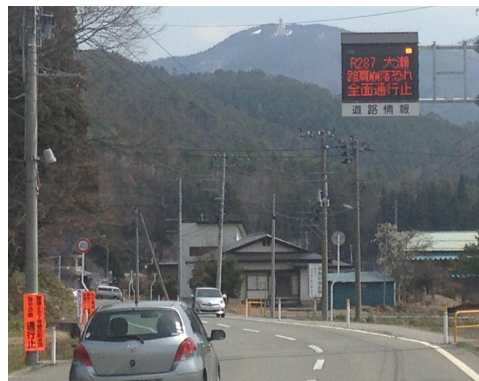
山形県の取組み

- ・ 緊急時には、現場周辺への案内看板の設置や電光式の道路情報板への情報表示により、通行止めや迂回路案内等に対応している。

▼案内看板の設置による情報提供



▼電光式の道路情報板による情報提供



出典：山形県資料

事例の紹介

- ・ 移動可能な電光標示板も多様化している。

▼移動可能な電光標示板の例



出典：NEXCO東日本HP



出典：NETIS(新技術情報提供システム)HP

■ランデブーポイントに関する取組み

前回評議会での意見

- ・道の駅はすぐ近くに利用者がおり、緊急時に呼びかけて車を移動してもらうことでスペースの確保が可能であるため、道の駅がランデブーポイントであることを利用者に周知し、有効活用していくことが望ましい。

山形県の取組み

◆ランデブーポイントの再評価について

- ・平成24年11月のドクターヘリ就航から2年が経過し、ランデブーポイントについては使いやすさ等を踏まえた再評価（ランク付け）が行われ、平成26年8月に公表された。
- ・現在、5つの道の駅がランデブーポイントとして指定されている。（うちAランクは2つ）

①再評価（ランク付け）の趣旨

一刻を争う救急運航においては、自動車等の障害の除去、砂塵防止のための散水に要する時間を考慮した場合、救急現場直近のランデブーポイントを選定するよりも、距離は遠くともより条件の整ったランデブーポイントを選定する方が着陸に要する時間が短くなり、医師による治療を開始できる時間が早まるなど、救急患者にとって有益な場合がある。

このため、消防機関によるランデブーポイントの選定時の優先順位をランク付けにより明確にする。

②再評価（ランク付け）の条件 ③道の駅のランデブーポイント指定状況

種別	利用の優先順位
Aランク	↑ 利用しやすい
Bランク	
Cランク	
ランク外	↓ 利用しにくい

駅名	市町村名	ランク	冬期利用可能
白い森おぐに	小国町	A	×
いいで	飯豊町	A	×
尾花沢	尾花沢市	B	○
鳥海	遊佐町	B	○
とざわ	戸沢村	ランク外	×



出典：山形県ドクターヘリHP

◆道の駅のランデブーポイントに関する対応

- ・山形県（道路管理者）としても、ランデブーポイントに関する理解と協力が得られるよう、各道の駅管理者に対して働きかけていき、道の駅の有効活用と救急医療への貢献に資するよう努めていく。
- ・また、道の駅の新規計画の際は、市町村に対して、備蓄や常設ヘリポート等、防災面の機能強化を併せて働きかけていく。

■積雪地域における自転車通行帯の考え方(1/2)

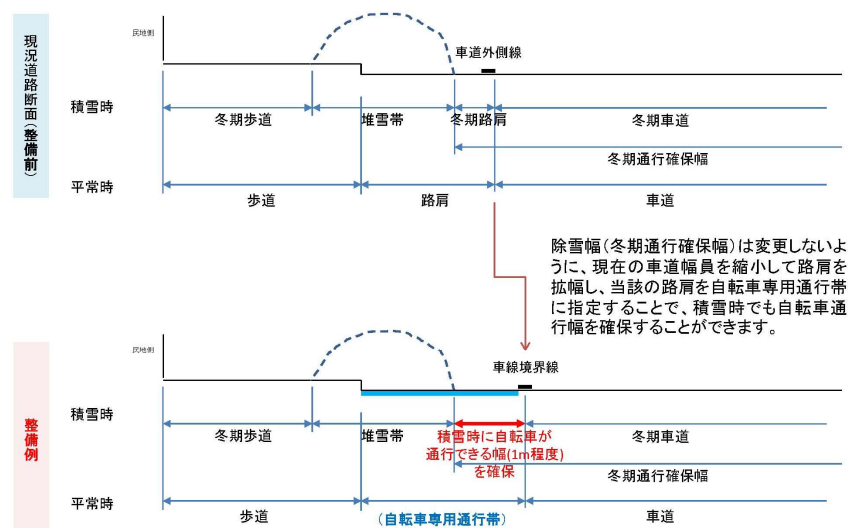
■前回評議会での意見

- ・ 自転車利用環境に関して、山形県の場合、冬期は雪が積もるので難しくなるが、夏期は堆雪帯を自転車通行帯としてうまく使える可能性がある。
- ・ 冬期は高齢者の外出も減るので、冬は堆雪帯、夏は自転車通行帯というあり方で良いのではないか。

■国や他地域の取組み

◆国土交通省が示す整備方法の例

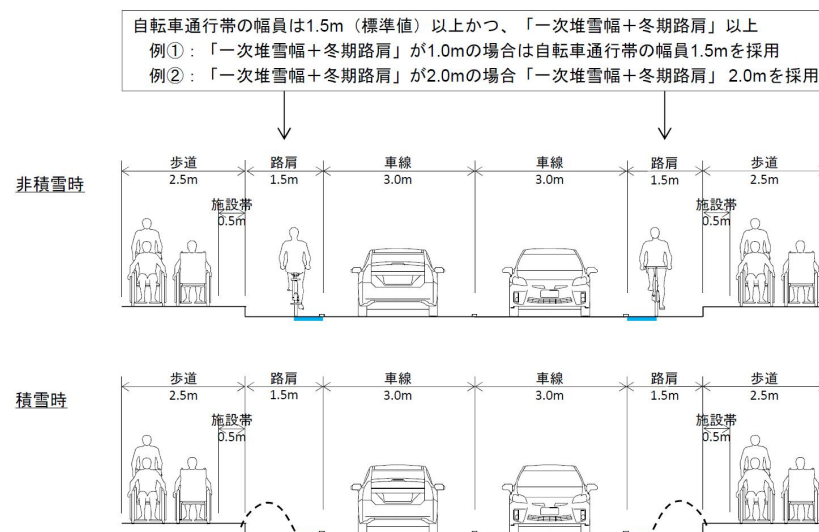
現状の堆雪帯を活用した自転車専用通行帯の整備方法
除雪幅は変更せず、車線幅員を見直すことにより、積雪時でも自転車通行空間を確保する方法



出典: 国土交通省HP 「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」Q&A

◆新潟市における自転車走行空間整備ガイドライン

- ①路肩は夏は自転車の走行空間として、冬は堆雪幅として活用することを基本とする。
- ②路肩幅員は、「1次堆雪幅+冬期路肩」を基本とする。
- ③自転車通行帯整備の場合は1.5m(標準値)とするが、「1次堆雪幅+冬期路肩」より下回る場合には、「1次堆雪幅+冬期路肩」を採用することを基本とする。
- ④ただし、地形の状況その他特別の理由によりやむを得ない場合はこの限りでない。



出典: 新潟市自転車走行空間整備ガイドライン(H26.3)

■積雪地域における自転車通行帯の考え方(2/2)

山形県の取組み

- ・自転車利用空間の整備が少しずつ進められているが、冬季間の雪の問題や街中における路肩の狭い道路、また、停車車両等の課題もあり、自転車が利用しやすい環境が整っていない面がある。
- ・今後の道路整備にあたっては、冬季の十分な堆雪スペースの確保に努めながら、自転車通行帯のあり方を検討していく。

◆現状と課題

- ・山形県内では、自転車道や自転車通行帯の整備も少しずつ進められているが、冬季間の雪の問題や既存道路の路肩幅に余裕が無いなど、自転車を利用しにくい状況がある。
- ・また、沿道が商店街などで荷さばきや一時停車の需要がある場合、路肩と自転車通行帯との兼用は、停車車両が自転車走行の障害となったり、逆に一時停車がしにくくなる等、現状の道路利用形態を大きく変化させることにつながり、地域の理解を得ることが容易でないことがある。

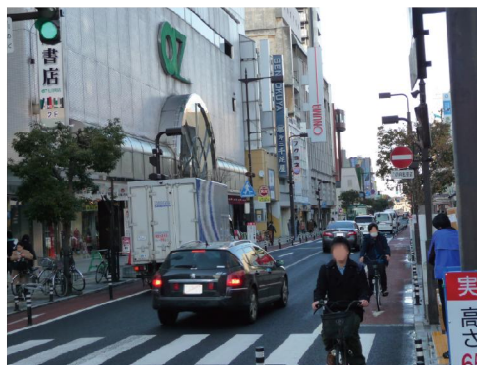


◆対応

- ・今後の道路整備にあたって、まずは冬季の堆雪スペースの十分な確保を進め、夏季の自転車通行帯としての活用を含めた道路幅員のあり方を引き続き検討していく。
- ・また、公安委員会との連携を深めながら、路肩幅員が十分に確保され、地域の理解が得られる一定程度の区間に対しては、自転車通行帯としての位置付け(指定)を調整していく。

◆山形県内の自転車通行帯及び路肩の状況

▼自転車道の利用状況(国道112号)【山形市】 ▼自転車通行帯の利用状況(市道小立街道線)【山形市】



▼路肩の堆雪状況(県道十日町山形線)【山形市】



▼路肩の利用状況(県道東根尾花沢線)【村山市】



出典：山形県資料

■ 街路樹の管理状況

前回評議会での意見

- ・ 街路樹は歩道と車道の間植えられていることが多いが、視界確保のため車道側のみ伐採してしまうことがあり不自然な印象があるため、自転車と歩行者の分離とともに、自転車道と歩道の間で防護柵の代わりとして街路樹を植えることで、街路樹も大事にされるのではないか。

山形県の取組み

- ・ 車の視界確保とともに、落葉や害虫に関する苦情等に配慮しながら、街路樹の管理を行っている。
- ・ 地域住民との協働や景観等も考慮しながら、今後も快適な道路空間の確保に向けて努めていく。

▼プラタナスの事例

<剪定前>



<剪定後>



▼トウカエデの事例(冬期)

<剪定前>



<剪定後>



出典：山形県資料

国の取組み

- ・ 国道112号霞城改良区間においては、歩行空間と自転車通行空間を植栽帯で分離する構造で整備が進められている。

▼国道112号の植栽帯の状況



■ 水素ステーションの設置計画

前回評議会での意見

- ・EV充電器の設置が進み、今後の電気自動車の利用拡大が期待されると同時に、水素自動車への対応も率先して進めていく必要があるのではないか。

全国的な取組み

- ・2013年12月にトヨタが燃料電池車（FCV）を販売開始している。
- ・水素ステーションについては首都圏を中心に順次設置が予定されている。

▼燃料電池車（FCV）



出典：トヨタHP

▼水素ステーション設置予定一覧

No.	都府県	市・区
1	埼玉県	さいたま市桜区
2	*	埼玉県 さいたま市緑区
3	埼玉県	さいたま市見沼区
4	埼玉県	狭山市
5	埼玉県	春日部市
6	*	埼玉県 川越市
		越谷市
7	埼玉県	戸田市
8	千葉県	千葉市花見川区
9	*	千葉県 印旛郡
	東京都	板橋区
10	*	東京都 千代田区
		大田区
11	*	東京都 千代田区
		大田区
12	*	東京都 大田区
13	東京都	練馬区
14	東京都	杉並区
15	東京都	港区
16	東京都	八王子市
17	神奈川県	横浜市泉区
18	神奈川県	横浜市旭区
19	*	神奈川県 横浜市中区
20	*	神奈川県 相模原市中央区
21	神奈川県	海老名市
22	*	神奈川県 藤沢市
		伊勢原市
23	山梨県	甲府市
24	愛知県	刈谷市

No.	都府県	市・区
25	*	愛知県 名古屋市東区
		名古屋市中区
		清須市
26	*	愛知県 名古屋市東区
		名古屋市中区
		清須市
27	愛知県	名古屋市熱田区
28	愛知県	名古屋市緑区
29	愛知県	豊田市
30	愛知県	岡崎市
31	愛知県	岡崎市
32	愛知県	みよし市
33	愛知県	日進市
34	滋賀県	大津市
35	大阪府	茨木市
36	大阪府	泉佐野市
37	兵庫県	尼崎市
38	山口県	周南市
39	福岡県	北九州市小倉北区
40	福岡県	北九州市八幡東区
41	*	福岡県 福岡市中央区

※番号は開設する順番を表すものではありません。
 * 供給方式＝移動式。移動式の水素ステーションで表記している所在地は運用場所です。運用場所は複数にまたがる場合があります。

出典：一般社団法人
 次世代自動車振興センターHP
 (H26.6.30時点)

■ 道路空間や沿道の有効活用

前回評議会での意見

- ・道路の路肩等のスペースを使って夏場に花を植える取り組みを行っており、地域の人と道路がおもてなしの一つになることで、自分たちも気持ちよく生活でき、お年寄りの生きがいにもつながっている。
- ・新しい道路にはちょっとした休憩場所や植栽のスペースなどを設けてもらえたらと思っている。

山形県の取組み

- ・都市計画道路 宮崎西道線（みやざきさやどうせん）（県道 尾花沢関山線）の整備にあたって、地元市や地域がまちづくり活動の一環として、土地所有者の協力を得ながら、民地側への植栽に向けた活動を進めている。
- ・また、県道に交差する市道沿いに、地域の憩いの場となる親水広場をつくり、維持管理活動を通じて活力と潤いを生み出している。

▼歩道の外側(民地)に植栽スペースを確保



▼古くからの堰を活用して親水広場を整備



出典：山形県資料